

写 平成 31 年第 1 回臨時会

(1 月 31 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成31年第1回益城町議会臨時会目次

○1月31日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	2
日程第4 議案第1号 益城町学校給食共同調理場設置条例の制定について	3
日程第5 議案第2号 工事請負契約の変更について	5
日程第6 議案第3号 町道の路線認定について	6
閉会	9

平成31年1月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 平成31年1月31日午前10時00分招集
2. 平成31年1月31日午前10時00分開会
3. 平成31年1月31日午前10時28分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
日程第4 議案第1号 益城町学校給食共同調理場設置条例の制定について
日程第5 議案第2号 工事請負契約の変更について
日程第6 議案第3号 町道の路線認定について

7. 出席議員（15名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 11番 寺本英孝君 |
| 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（2名）

- | | |
|----------|-----------|
| 10番 坂本貢君 | 15番 竹上公也君 |
|----------|-----------|

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 危機管理監 | 今石佳太君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 塘田仁君 | 総務課審議員 | 富永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |

税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長補佐	高橋信二君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	学校教育課長補佐	坂本文隆君
生涯学習課長	吉川博文君	水道課長	森本光博君
下水道課長	水上眞一君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。平成31年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、10番坂本議員、15番竹上議員から欠席する旨の届出があっております。

議員定数18、出席議員15名です。

これより、平成31年第1回益城町議会臨時会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番下田利久雄議員、14番中村健二議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。本日ここに平成31年第1回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告につきまして1件、条例の制定につきまして1件、工事請負契約の変更につきまして1件、町道の路線認定につきまして1件でございます。

報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について説明申し上げます。

まず、専決第11号でございます。本件は、熊本地震により破損していたガードレール基礎部分に、走行中ハンドルをとられガードレールに衝突し車両が損傷したもので、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査した結果、過失割合は町60%、相手方40%で認定がありましたので、修理費19万4,886円のうち、11万6,932円を損害賠償として支払うことで和解することとしました。なお、損害賠償金11万6,932円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

続きまして、専決第12号でございます。本件は、町道に生じた舗装面と未舗装面との段差により、車両損害事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け、調査した結果、過失割合は町50%、相手方50%で認定がありましたので、修理費4万1,040円のうち、2万520円を損害賠償として支払うことで和解することとしました。なお、損害賠償金2万520円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第1号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第1号 益城町学校給食共同調理場設置条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第1号「益城町学校給食共同調理場設置条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第1号、益城町学校共同調理場設置条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回提案しました条例は、本年3月から稼働予定の益城町学校給食センターの新築移転に伴う

ものです。

主な改正点としましては、所在地の変更と調理業務を民間委託することに伴い、条例の全部を改正するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村建文でございます。

今回議案の条例の制定についてですけれども、改正前の参考資料で添付されておる書類があったんですけども、この第5条ですね、「前条第2号に掲げる業務は、委託を行うことができる」と。その前条の第2号というのは、「町立小学校及び中学校の学校給食調理、配送及びその他必要な業務」、この部分に関しては委託を行うことができると書いてあります。ただし、前回の条例ではですね、「給食センターには、その運営を適正かつ円滑ならしめるため、益城町学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く」と書いてあるんですけども、これは、「運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、所長に助言する」、3番目に「前項の審議を行うため、これに必要な調査、研究等を行う」、「運営委員会の委員は、益城町教育委員会が委嘱する」というふうに書いてあるんですけども、今回の条例にはこの運営委員会の文言は一切書いてないんですね。結局、委託をした場合、その委託業者に対する、もしも不具合等が生じた場合、この委託に関しての運営委員会みたいな形のものはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。7番吉村議員の質問に答えさせていただきます。

委託業者に対する指導等に関しましてでございますが、設置条例の第6条の中で、「この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める」という規則がございます。また、運営委員会の規則を、現在あります学校給食センター運営委員会規則のほうを改正しまして、そちらのほうで対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございました。ということは、運営委員会はつくるということで判断してよろしいのでしょうか。回答をまた求めます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

新たに設置するというよりも、従前の委員会をそのまま継続して運営委員会のほうは行うということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけお伺いします。

第4条の2号、町立小学、中学校の学校給食調理、配送及びその他必要な業務、これは第5条で「業務は委託を行うことができる」となっておりますが、この「その他必要な業務」とは何なのか。災害時のときの炊き出しの、そういう対応なのも含まれておるのか、どうなのか。その辺を1点だけお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課の福岡です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

条例の第4条第2項に掲げる「その他必要な業務」ということですが、ここで考えるそういった必要な業務と申しますのは、食器等の洗浄と、または食器保管庫等の洗浄等がこちらのほうに該当します。

議員がおっしゃられました災害等の炊き出し等につきましては、業務委託の中で、その中に含まれております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、益城町学校給食共同調理場設置条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第1号「益城町学校給食共同調理場設置条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第2号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第3回益城町議会臨時会において議決された、第43号、災害関連地域防災がけ崩れ対策（内寺1地区）工事請負契約のうち、契約金額1億3,796万5,680円を1億4,865万5,649円に変更するものです。

変更の理由としまして、がけ崩れ対策工事に伴う数量変更増によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災した内寺地区の崖地の復旧を行うものでございます。

工事に際し、詳細な工事前測量を行った結果、斜面の起伏が設計より大きく、現況に合わせて施工する必要があり施工面積が増えるものでございます。

また、あわせて当初設計単価を最新資材等単価への設計変更に係る特例措置の運用に基づき、工事請負契約締結時点の設計単価へ変更するものでございます。

以上の理由により、請負金額を1,068万9,969円増額するものでございます。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第2号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第3号「町道の路線認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、町道の路線認定について説明申し上げます。

本議案は、県道益城菊陽線の提案区間を町道に認定しようとするものです。この県道益城菊陽線は、県より別途新道が改良されている路線です。また、提案区間の一部におきましては、土地区画整理事業が進められるなど、震災からの復興とまちづくりが進められています。このため、提案区間につきましては、新道が改良済みであることとまちづくりの観点から、県道から町道に路線認定する必要があります。

以上が、提案させていただく理由ですので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎です。私は、議案第3号、町道の路線認定について質問をします。

本議案は、先ほど説明がありましたように、現在、同じ名前の二つの県道益城菊陽線を、砥川から惣領を通して菊陽に向かう新しくできた県道の一本化にしようとするもので、これまでの経緯等からこの趣旨についてはよく理解できます。とは申しましても、町民の目線から見れば、何で今なの、この県道を町道にして果たして町は道路の整備ができるのかとの疑問を持たれます。そこで、私は住民の疑問を受けて、二つの点を質問をします。

まず、1点目は、木山交差点から第二空港線までの県道を、なぜ今、町道として受け入れるのか。これまでの歴代の町長が要望されてきた木山交差点の改良が終わってからでよいのではないかというのが第1点。

2点目は、本路線を町道として受け取った後、町としての整備計画はあるのか。特に、近々整備をされます都市計画道路東西線の整備が進むにつれて、木山区画整理内からなかぞのクリニック付近までの約200メートル、これは速やかに道路の拡張、特に歩道の整備、これが求められると思います。果たしてこの町にはその能力があるのか。また、町の厳しい財政状況を考慮して、熊本県は何か支援、応援してくれるのか。

この点について、2点質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。9番宮崎議員の今の2点の御質問についてお答えさせていただきます。

1点目は、この路線を町道認定する趣旨については理解しておりますが、なぜ今なのかという御質問が1点。

それから、2点目については、町道に引き継いだ後、この整備計画はあるのか。また、さらに区画整理区間から北のほうですね、今200メートルというお話がありましたが、この区間について、特に歩道の整備等必要がありますが、果たして町の能力、財政等の観点からこういったものができるのか。また、さらには、こういったものを含めまして、県がですね、さまざまな復興からの支援についてどのように考えて、どんな支援が可能なのかと、そういった御質問だったと思います。

まず、第1点目につきまして、なぜ今なのか。これは、基本的な考えはもう御理解していただいているということです。新道ができ上がった、その後、道路は単体でつくるものではなく、道路網でつくるものですから、高速から一般国道、県道、町道、市町村道といったもので形成をいたします。ですので、新たな県道ができれば、残った区間がですね、一般の交通のように今後も供するというのであれば、これは一つ道路網の役割としては町道の役割を担うこととなりますので、町道として益城町では引き継ぐことが必要となります。

さらに、これにつきましては、私は直接の当事者ではありませんでしたが、議員がおっしゃったように、木山交差点の改良が終わってから町道として引き継いでもいいのではないかというような御議論もこれまであったというふうに認識をしております。それにつきましては、交差点の改良を含みます木山の土地区画整理事業が今年の10月5日に認可をされ、実施をするというのが確実にになりましたので。

もともとの基本的な考えの町道として引き継ぐべき路線だということ、それから、区画整理事業の実施が確実にになった。また、さらにはこの中で、特別委員会でも御説明をいたしました、交通広場の都市計画決定とか、そういう利害関係の状況が変化してまいりましたので、現時点で町道に引き継ぐのが適切な時期ではないかと、そういうところで判断をしたところでございます。

それから、第2点目の整備計画はあるのかという前段の御質問ですが、これにつきましては、町道として引き継ぎますが、別途街路として都市計画決定をしておりますので、位置と路線幅、それから起終点について決まっておりますから、何か事業をやるときはですね、この都市計画決定の内容に基づいて事業認可をとれば事業可能となりますので、そういった意味で整備計画というのはあると認識をしております。

さらに、現在、復興の事業を県と町でもさまざまなものを進めており、特に財政的な観点から町がこの区間を改良するというのがどうなのかという御指摘だと思いますが、それにつきましては、県のほうにもですね、この前、災害復興特別委員会のほうでも県のほうで施工が何とかできないかというような御指摘も受けまして、確認をしておりますが、やはりそれについてはですね、新道ができ上がっているので現在の制度の中ではなかなか困難だと。ただ、県といたしましては、蒲島知事の「益城町の復興なくして熊本地震からの復興はない」という考えのもとに、やれることは制度上何でもやるというのが基本的なスタンスというのも、あわせて確認をいたしました。ですので、この「何でもやる」というのは、現行の制度の解釈ですとか、新たな制度の創設とか、そういうものも関係いたしますが、今、県が行っている支援の制度、これで全て終わりではなくて、今後でもですね、そういった制度の解釈、新たな制度の創設等も含めて、できることは検討していくということをお聞きしておりますので。町としてもですね、県と一緒に、何か町がやる場合のそういった財政的な負担が軽減できないとか、あと、さらにこれは、にわかにはちょっと困難でなかなか申し上げることはできませんが、何か手だてを尽くして町道の後でも県ができないとか、そういったことを一緒に考えながら、今後も引き続き県のほうにお願いをやっていこうと思っております。

以上が、宮崎議員への御質問に対する回答です。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 持田審議監から丁寧な答弁をいただきました。趣旨について、よく分かりました。

まず、1点目、私、質問しました木山交差点の改良の時期、改良が終わってからでいいんじゃないかという質問についてはですね、確かに木山の区画整理、その他、いろんなやつがですね、これはもう逃げられない状況ですから絶対なっていくということで、そういう考えに立てばですね、それかなという感じもいたします。

それから、やっぱり一番心配するのはですね、益城町が町道にして本当に整備ができていくのかと、これが一番心配なものですから、ここの点をですね、今、持田土木審議監のほうからよくお話しになりましたようにですね、いろんな意味で県にやっぱりバックアップをしていただかないと、やっぱり非常に財政的には厳しくなるんだろうなと。もしくは、そこに、この新しい町道

に手をかけたら、その分の財政は町のどっかの整備が遅れてしまうと、こういう話にもなりますので、ぜひ県のほうにですね、今後も引き続いていرونなところで支援をしていただきたいなど、こういうふうに思います。それを、議会でもですね、非常にこれを熱望しとったということが県のほうに届いていただければ、非常にありがたいなと思います。

ただ、全般的にはですね、やっぱり一つの県道が整備をされてもう一つのほうが残っていればですね、同じ名前でも二つつまでもですね、半永久的に県道として残すということは不可能だと思いますので、これはやむを得ないのかなと、こういうふうには思います。

ただ、財政が非常に町は厳しいということだけよろしく御配慮いただきたいなと思います。よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第3号「町道の路線認定について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成31年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員